

時短要請等関連事業者支援補助金のご案内 (宮城県時短要請等関連事業者支援金の上乗せ補助)

宮城県時短要請等関連事業者支援金の交付決定を受けた事業者に対して、上乗せ補助を実施します。

1 対象となる事業者

次のいずれにも該当する事業者。

- ①宮城県時短要請等関連事業者支援金【8・9月分】の交付決定を受けたもの。
- ②富谷市内で事業を営んでいること。
- ③交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること。

2 支給額

1事業者あたり **10万円**

3 受付期間

令和3年10月1日 から 令和4年1月31日 まで

4 申請手続き

下記の①～④の必要書類を申請窓口までご提出ください。

- ①富谷市時短要請等関連事業者支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
※様式はHPよりダウンロードください。
- ②宮城県時短要請等関連事業者支援金【8・9月分】の交付決定通知書の写し
- ③富谷市内で事業を営んでいることが確認できる書類
(営業許可書, チラシ, ホームページの写し等)
- ④振込口座を確認できる通帳等の写し

5 申請方法

【郵送の場合】

申請書類を下記の宛先に郵送ください。その際、封書に「富谷市時短要請等関連事業者支援補助金申請書類在中」と記入ください。

【持参の場合】

申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函ください。

6 問い合わせ先

富谷市 経済産業部 産業観光課 〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
電話 022-358-0524 FAX 022-358-2359
メール :sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp

宮城県時短要請等関連事業者支援金については裏面をご覧ください。



中小企業・小規模事業者等が対象

宮城県時短要請等 関連事業者支援金

宮城県では、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の営業時間短縮の協力要請や、不要不急の外出・移動の自粛要請により、事業活動に影響を受けた事業者で、国の支援制度の対象にならない事業者に対し、下記のとおり支援金を交付しています。

対象となるのは、売上が前年又は前々年の同月比で30%以上50%未満減少している事業者です。休業や営業時間短縮の要請を受けた飲食店と直接の取引がない場合でも、外出の自粛による直接的な影響を受けた等の要件を満たせば、業種を問わず対象となりますので、利用についてご検討ください。

詳しくは公式ホームページをご覧ください。下記事務局にお問い合わせください。

- 支援金額 法人20万円 個人10万円
- 申請期限 令和3年11月30日（火）※当日消印有効
- 申請方法 必要書類を準備・記入の上、下記へ郵送ください。
〒980-8790 仙台中央郵便局 私書箱第16号
宮城県時短要請等関連事業者支援金事務局 行
- 問合せ先 宮城県時短要請等関連事業者支援金事務局
URL: <https://miyagi-jitan-sien.jp/>
TEL: 050-3821-4180 （平日午前9時から午後5時まで）

※富谷市時短要請等関連事業者支援補助金の対象となるのは、【8・9月分】のみとなります。予めご了承ください。

対象となりうる業種の一例



学習塾



美容院や理容店



マッサージ店



アパレルショップ



スポーツ施設